

○古賀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（抄）

昭和32年3月22日

条例第18号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項の規定に基づき、古賀市議会議員（以下「議員」という。）の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びに支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

（改正（平20条例第26号））

（議員報酬）

第2条 議員の議員報酬は、次のとおりとする。

議長 月額 495,000円

副議長 月額 436,000円

常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長 月額 413,000円

その他の議員 月額 400,000円

- 2 前項の議員報酬は、その職に就いた日からその職を離れた日まで支給する。ただし、死亡によりその職を離れたときは、当該死亡した日の属する月の末日まで支給する。
- 3 前項の場合において、その職に就いた日又はその職を離れた日の属する月分の議員報酬は、当該月の現日数を基礎として日割りにより計算する。

（改正（平20条例第26号））

（費用弁償）

第3条 議員が公務のため旅行したときは、費用弁償を支給する。

- 2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、別表のとおりとする。
- 3 前項に定めるもののほか、議員に支給する費用弁償については、一般職の職員に支給する旅費の例による。
- 4 議員が議会及び委員会に出席したときは、1日につき費用弁償として2,500円を支給する。

（改正（平18条例第22号））

（期末手当）

第4条 議員で6月1日及び12月1日に在職するものに、期末手当を支給する。

2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例による一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、古賀市一般職の職員の給与に関する条例（平成9年条例第12号）第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。

（改正（平22条例第13号））

（規則への委任）

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

（繰上げ（平12条例第23号））

附 則（略）

別表（第3条第2項関係）

（全改（平18条例第22号））

費用弁償額

車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
37円	2,500円	13,100円